

**第1章 基本計画策定の考え方**

1 策定の趣旨

人口減少や高齢化の進展等への対応として、①スマート農業の導入、②農業・農村を支える多様な人材の活用、③国内外における新たな需要の獲得などを進めながら、**雇用力のある農業経営体の育成**を進めるとともに、こうした**農業経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生する地域の営農体制を構築**することにより、「**持続的なもうかる農業**」の実現をめざす計画

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく施策の基本となる計画であり、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和2年度(2020年度)から10年後を見通す。

**第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢**

1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化

- ・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化
- ・TPP11、日欧EPAの発効等、グローバル化の進展
- ・CSFなど家畜防疫リスクへの対応強化
- ・Society5.0や、SDGs等、新たな社会創生の潮流
- ・国内食市場は縮小、海外需要は拡大する傾向
- ・消費者ニーズの多様化(モノからコトの消費へ)
- ・田園回帰の広がり、訪日外国人旅行者の増加
- ・農業における女性や障がい者の活躍の拡大
- ・自然災害の激甚化による防災・減災対策の強化
- ・国の「農林水産業・地域の活力プラン」の進展
- ・伊勢志摩サミットの成果を東京2020大会等で発揮

2 三重県の農業および農村の現状と課題

- (1)耕地
  - ・直近10年間で耕地面積の約4.7%の約2,900haが減少
- (2)農業者
  - ・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少、このうち、65歳以上が75%を占め、高齢化が進展
- (3)農業生産
  - ・農業産出額は平成29年には1,122億円と近年では安定、ただし、平成2年との比較では、米での減少などで28.8%の減額
- (4)農村社会
  - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念
  - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況

**第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方**

1 農業・農村の果たす役割

- (1)食料の持続的な供給
- (2)多面的機能の発揮
- (3)地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1)安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- (2)雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- (3)農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4)食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての視点

- 農業・農村を活性化していく基本視点に加え、次の3点を見直しの視点とする。
- (1)IoTやAI、ロボット等、革新的技術がもたらす新たな展開(Society5.0への対応)
  - (2)持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現(SDGsへの対応)
  - (3)「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化(地方創生への対応)

**第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開**

農業・農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

**(1)基本施策Ⅰ:安全・安心な農産物の安定的な供給**

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標指標	農業産出等額		施策展開
	現状値(元年度)	目標値(11年度)	
農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計	1,211億円(H29年)	1,234億円(R10年)	1 新たなマーケット等に対応した <b>水田農業</b> の推進 2 消費者ニーズに応える <b>園芸等産地</b> 形成の促進 3 <b>畜産業</b> の持続的な発展 4 農産物の生産・流通における <b>安全・安心</b> の確保

**(2)基本施策Ⅱ:農業の持続的な発展を支える農業構造の確立**

本県農業が持続的に発展するよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合		施策展開
	現状値(元年度)	目標値(11年度)	
認定農業者のうち、所得等が500万円以上の経営体が占める割合	34.3%(H30年)	50%	1 地域の特性を生かした <b>農業</b> の活性化 2 農業経営体の持続的な <b>経営発展</b> の推進 3 農業を支える <b>多様な担い手</b> の確保・育成 4 <b>農福連携</b> の推進 5 <b>農業生産基盤</b> の整備・保全 6 農畜産技術の <b>研究開発</b> と移転

**(3)基本施策Ⅲ:地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮**

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)		施策展開
	現状値(元年度)	目標値(11年度)	
農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	—	175取組	1 地域資源を生かした <b>農村</b> の活性化 2 <b>多面的機能</b> の維持・発揮 3 災害に強い <b>安全・安心な農村</b> づくり 4 <b>中山間地域農業</b> の振興 5 <b>獣害</b> につよい農村づくり

**(4)基本施策Ⅳ:農業・農村を起点とした新たな価値の創出**

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本目標指標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)		施策展開
	現状値(元年度)	目標値(11年度)	
農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額および新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計	4億円	99億円	1 <b>新価値創出</b> と <b>戦略的プロモーション</b> の展開 2 県産農産物の <b>ブランド力</b> 向上の推進 3 農業の <b>国際認証</b> 取得の促進と活用

**第5章 推進体制の整備**

- ◇ 県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。
- ◇ 「スマート農業」、「多様な担い手の確保・育成」、「国際認証を生かした販売促進」の3本は、**施策横断的に進めるプロジェクト**として、また、「CSF等家畜防疫対策」は**危機管理体制**として、注力し推進する。

**基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給**

めざす方向

- ・新たなマーケットの創出やスマート農業技術の導入など、「持続的なもうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進
- ・農薬等の生産資材の使用や米穀等の食品表示について、行政による適切な指導・監督を図るとともに、生産・加工・流通に携わる関係者による自主衛生管理の定着を促進
- ・家畜伝染病の発生防止等対策の徹底などを通じ、消費者の「食」に対する安心感、信頼感を醸成

基本事業名	取組目標			主な取組
	項目	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
1 新たなマーケット等に対応した水田農業の推進	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	78% (H30年度)	83% (R10年度)	・スマート農業技術の実装 ・ブランド米、業務用米の振興 ・麦・大豆・飼料用米の生産拡大 ・種子の安定供給
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	-	50産地	・水田での野菜、業務用途仕向の拡大 ・果樹、茶の輸出対応産地づくり ・とこわか国体を契機とした魅力発信
3 畜産業の持続的な発展	高収益型畜産連携体数(累計)	16連携体 (H30年度)	40連携体	・高収益型畜産連携体づくり ・県産畜産物のブランド力向上 ・CSF等防疫体制の強化
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100% (H30年度)	100%	・環境に配慮した生産方式導入 ・食の安全性に対する情報提供 ・卸売市場の品質管理の高度化

**基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立**

めざす方向

- ・力強い農業経営の実現と地域農業の発展に向け、農業経営体の農地集積等による経営の規模拡大・法人化・多角化等の推進とともに、小規模な兼業農家や高齢農家なども参画する地域営農体制を構築
- ・次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな担い手の参入促進や多様な人材が農業で活躍できる環境の整備を推進
- ・農業の持続的な発展に向け、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備を推進

基本事業名	取組目標			主な取組
	項目	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
1 地域の特性を生かした農業の活性化	地域活性化プラン策定数(累計)	414プラン (H30年度)	739プラン	・「地域活性化プラン」の推進 ・地域の課題解決に向けた普及指導活動の展開
2 農業経営体の持続的な経営発展の推進	担い手への農地集積率	37.9% (H30年度)	70%	・農地の集積・集約化の促進 ・集落営農組織の育成 ・経営発展に向けた専門家派遣 ・企業・JA出資法人の参入促進
3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	新規就農者数(単年度)	169人 (H30年度)	180人	・新規就農者の確保・育成 ・農業ビジネス人材の養成 ・労働力を確保する仕組み構築
4 農福連携の推進	農業と福祉との連携による新たな就労人数(単年度)	-	48人	・農業版ジョブコーチ等の育成 ・農業での施設外就労の拡大 ・無業者の農業による社会復帰
5 農業生産基盤の整備・保全	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	44.1% (H30年度)	80%	・大区画化・パイプライン化推進 ・農業用施設の維持管理 ・優良農地の確保
6 農畜産技術の研究開発と移転	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	175件 (H30年度)	450件	・ニーズに応じた新品種の開発 ・スマート技術を活用した高付加価値化・省力化等技術の開発

**基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮**

めざす方向

- ・豊かな自然や美しい景観、食文化など地域資源を生かしたさまざまな地域活動を促進
- ・農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のための取組を促進
- ・農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策により、地域防災力の強化や生活環境の整備を推進
- ・獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」の総合的な取組を促進

基本事業名	取組目標			主な取組
	項目	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
1 地域資源を生かした農村の活性化	農山漁村の交流人口	1,476千人 (H29年度)	1,784千人 (R10年度)	・自然や食などの地域資源を生かした経済活動の促進 ・より滞在時間の長い交流の促進
2 多面的機能の維持・発揮	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	52.2% (H30年度)	65.8%	・水路・農道の保全等多面的機能を支える共同活動の促進 ・多様な人材の参画による地域のコミュニティ機能増進
3 災害に強い安全・安心な農村づくり	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	2,946ha (H30年度)	8,000ha	・農業用ため池や排水機場等の老朽化対策や耐震対策 ・生活環境等の整備
4 中山間地域農業の振興	「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率	23% (H30年度)	50%	・全員参加の地域営農体制の構築 ・地域資源を生かした商品の開発・販売の促進 ・多様なニーズに応じた基盤整備
5 獣害につよい農村づくり	野生鳥獣による農業被害金額	233百万円 (H30年度)	161百万円以下 (R10年度)	・人材育成、体制づくり、被害防止の取組推進 ・ジビエの安定供給体制の整備

**基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出**

めざす方向

- ・産学官の連携やAI等の先進技術を取り入れた新たなビジネス、商品の創出を促進
- ・地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげるため、戦略的なプロモーションを推進
- ・県産農産物に対する消費者の支持拡大に向け、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者に伝えていく取組を実施

基本事業名	取組目標			主な取組
	項目	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
1 新価値創出と戦略的なプロモーションの展開	県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数(累計)	200件	450件	・みえフードイノベーションの形成 ・AIやIoTの活用を通じた商品・サービスの開発促進 ・東京2020大会で連携した企業との県産農産物のプロモーション展開
2 県産農産物のブランド力向上の推進	県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計)	9者 (見込)	129者	・地産地消、食育の推進 ・県産農産物の本質的価値の発信 ・県産農産物のブランド化、6次産業化の促進
3 農業の国際認証取得の促進と活用	農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計)	10件	205件	・国際水準GAP認証や有機JAS等の取得促進 ・国際認証を取得した農業者と企業とのマッチングの推進

## I めざすべき将来の姿

- 1 安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- 2 雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- 3 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- 4 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

今回の計画では、「持続可能なもうかる農業」の具現的な姿として、令和11年に

- ◆認定農業者の50%以上が、他産業従事者と同程度の所得を確保している姿
- ◆こうした認定農業者と多様な担い手等が共生する地域営農体制が構築されている姿

の実現に注力していく。



## II 注力する取組と推進体制の構築

### 1 スマート農業技術の実装

#### (1) 最少の労働力で、経営規模を維持・拡大

- ・スマート農機の導入による人員の大幅な削減
- ・アシストスーツの導入による高齢者や女性等の活躍促進
- ・ほ場管理システムへのスマホ入力による作業の効率化
- ・搾乳など、畜産ロボットの導入



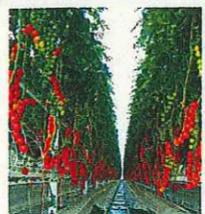
#### (2) 熟練農業者の技術を若い後継者に継承

- ・熟練農業者の判断に代わる、生育予測診断システムの開発
- ・AIの画像判定による、摘果作業や病害虫診断



#### (3) 単収・品質の向上、新たな価値を創出

- ・植物工場における、収量・品質コントロール
- ・ドローンと生育診断システムを使った農薬や肥料の散布
- ・自動水位制御システムによる水管理を通じたコメ品質の向上



### 2 多様な担い手の確保・育成

#### (1) 地域の話し合いを通じた農地集積の促進

- ・人・農地プランの策定推進
- ・農地集積による規模拡大促進
- ・効率化に向けた集約化の促進



#### (2) 産地や農業経営体における労働力の確保

- ・園芸産地における労働力(若者、女性、高齢者等)の確保
- ・産地間の労働力融通の仕組み構築



#### (3) 小規模な兼業農家・高齢農家等の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展

- ・地域活性化プランの推進
- ・集落営農の推進
- ・多面的機能の維持に向けた共同活動の推進



#### (4) 農福連携の取組推進

- ・障がい者の地域における施設外就労拡大の仕組み構築
- ・生きづらさ等を感じている人々の農業を通じた社会復帰支援



### 3 国際認証を生かした販売促進の展開

#### (1) 国際水準GAPの認証取得の推進

- ・産地などにおける国際水準GAPの団体認証の取得促進
- ・GAP指導員を生かした、GAPを実践する経営体の拡大促進



#### (2) 国際水準GAPの認証を生かした国内外におけるプロモーションの展開

- ・首都圏・万博を控える関西圏でのプロモーションの展開
- ・アジア経済圏等への牛肉、園芸産品の輸出促進



#### (3) 地域資源を生かした都市との交流拡大の促進

- ・自然体験を活用したヘルスツーリズムの促進
- ・食・泊を組み合わせ合わせた長期滞在交流の促進



### 4 CSF等家畜防疫対策の強化・徹底

#### (1) CSF、鳥インフルエンザなどのウイルスの侵入防止策の徹底

- (ア)人・物・車両による農場へのウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、畜舎への出入り際の洗浄・消毒の徹底
- ・農場内における関係者の動線の明確化 など
- (イ)野生動物の侵入防止
- ・農場周囲、畜舎周囲への侵入防護柵の整備
- ・侵入防止に向けた畜舎の改修
- ・畜舎周囲の清掃、整理・整頓 など

#### (2) CSFウイルスのまん延防止策の強化

- ・野生イノシシへの経口ワクチン散布
- ・野生イノシシの生息数の低減化
- ・野生イノシシのCSFのモニタリング



### スマート農業推進プロジェクト

スマート農業モデル実証産地・経営体

地域スマート農業推進チーム(仮称)  
 県農林事務所(農政室・普及センター・農村基盤室) ↔ 関係機関(市町・JA・土地改良区など)

担い手支援課 ↔ 農業・畜産研究所  
 ↳ 関係各課

大学、関連企業  
 の研究機関

### 多様な担い手の確保・育成の推進体制

支援対象地域・産地・経営体  
 人材確保、農福連携、地域活性化などのプラン作成

地域支援チーム

県農林事務所(農政室・普及センター・農村基盤室) ↔ 関係機関(市町・JA・土地改良区など)

担い手支援課 ↔ 農山漁村づくり課 ↔ 農業基盤整備課

大学、食品企業、研究機関、NPO法人等

### 国際認証を生かした販売促進プロジェクト

支援対象産地・経営体・地域

地域GAP推進チーム ↔ 国際認証農産物販売促進チーム(仮称) ↔ 都市との交流促進チーム(仮称) ※観光局や営業本部とも連携

県GAP推進チーム  
 大学、流通事業者、観光事業者等

### CSF等家畜防疫対策推進体制

【ウイルス侵入防止】 畜産農場  
 【CSFウイルスまん延防止】 経口ワクチン散布区域

地域家畜防疫推進チーム(仮称) ↔ ワクチン散布地区タスクフォース

県家畜防疫関係課等 ↔ 三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会

CSF対策チーム・畜産課 ↔ 中央家畜衛生保健所  
 ↳ アドバイザリグループ(仮称)(国・農研機構等)

## 三重県主要農作物種子条例（仮称）素案

## 1. 目的

この条例は、主要農作物の種子生産等に関し、県及び関係機関の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、これにより、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食料の供給に寄与することを目的とする。

## 2. 定義

## 【主要農作物】

稲、麦類（小麦、大麦、裸麦）、大豆。

## 【種子管理団体】

「採種計画」を策定し、計画に基づいた種子の生産、調達および供給のほか、需給の調整、備蓄を行う県が指定した団体。

## 【種子生産者】

主要農作物の種子を生産する者。

## 【種子生産関係団体等】

主要農作物種子の生産に関係する機関および農業者団体。

## 3. 責務・役割

## 【県】

主要農作物の優良な種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施する。

## 【種子管理団体】

主要農作物種子の需給を把握し、優良な種子の安定的な供給を行う。

## 【種子生産者】

種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく生産及び調整に係る基準を遵守するとともに、主要農作物種子の適正な栽培を行い、優良な種子の安定生産に努める。

## 【種子生産関係団体等】

県が実施する主要農作物の種子生産に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して適正な栽培を指導するとともに、種子生産者の確保及び継続的な種子生産が行える体制の整備に努める。

## 4. 主要農作物の種子の生産に関する事務

## 【奨励品種の決定】

知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定する。

#### 【採種計画】

種子管理団体は、毎年度、主要農作物種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「採種計画」という。）を策定し、知事に提出し、承認を受ける。

#### 【原種及び原原種の生産】

・県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほ等を設置し、主要農作物の原種及び原原種  
の生産を行う。

#### 【種子生産ほ場の指定】

・知事は、種子生産者が経営するほ場を、承認した採種計画に沿い、種子生産者からの申請に基づき指定種子生産ほ場として指定することができる。

#### 【種子生産ほ場の審査】

・指定を受けた種子生産者は、種子としての品質を確保するため、県が実施する次に掲げる審査を受けなければならない。

- ① ほ場審査（種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、生育状況等について知事が行う審査。）
- ② 生産物審査（種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査。）

・審査は、種子生産者からの請求により行い、審査証明書を交付する。

### 5. 主要農作物の種子の生産にかかる支援

県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

### 6. 品種の開発

・県は、県に蓄積された知識、技術および経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発をするよう努める。

・県は民間団体と協力して、需要に的確に対応した品種開発に努める。

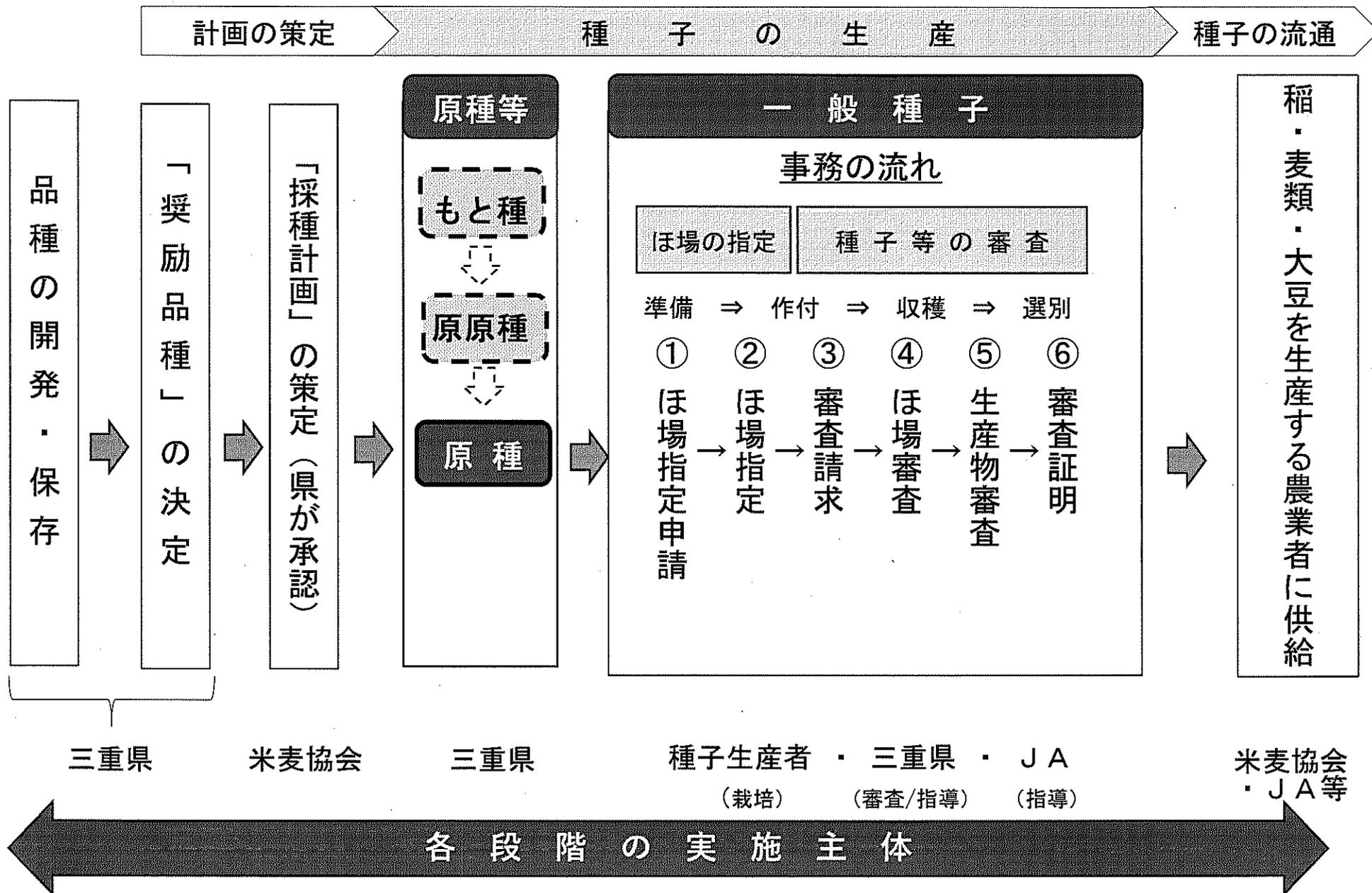
### 7. 在来種等の活用

県は県内で従来から生産されている、主要農作物の在来種等の活用について、技術的援助、情報の提供、助言などに努める。

### 8. 財政上の措置

県は、主要農作物の種子生産に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

# 主要農作物(稲・麦類・大豆)種子生産の流れ



情勢の変化

- ・人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化
- ・国土強靱化等の防災減災対策の加速化
- ・Society5.0やSDGs等の新たな潮流
- ・グローバル化のさらなる進展
- ・新たな国の農業政策の定着（ため池法の施行など）など

取組状況

農業生産性の向上

農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備

目標指標	現状値 (H27年度)	H30年度		H37年度 目標値
		目標値	実績値	
集積(面積)率	35.1%	44.1%	44.1%	70%
パイプライン化進捗率	51.1%	58.5%	60.5%	80%
ほ場整備率	85.1%	86.6%	87.1%	90%

安全・安心な農村づくり

農業用ため池や排水機場等の耐震対策および長寿命化

目標指標	現状値 (H27年度)	H30年度		H37年度 目標値
		目標値	実績値	
被害防止面積	2,717ha	2,946ha	2,946ha	5,500ha
対策済ため池の数	42か所	44か所	44か所	65か所
整備済排水機場の数	5か所	8か所	8か所	23か所
機能保全計画策定延長	33km	54km	54km	75km

農村の振興

活力ある持続的な農村の振興を図るため、中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備

目標指標	現状値 (H27年度)	H30年度		H37年度 目標値
		目標値	実績値	
集落率	79.1%	83.2%	83.2%	90%
農業集落排水整備地区数	8地区	20地区	20地区	75地区
交流活性化を促す整備施設数	10施設	25施設	25施設	59施設

多面的機能の維持・発揮

農業および農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動や営農活動支援

目標指標	現状値 (H26年度)	H30年度		H37年度 目標値
		目標値	実績値	
集落率	44.7%	51.4%	52.2%	60%
活動支援面積率	54.6%	62.9%	63.6%	70%
協定支援面積率	52.8%	54.6%	54.7%	60%

一定の成果

取り組むべき課題

労働の効率化

人口減少や高齢化が進行し、農業就業人口の減少も進んでいる。

農業の生産性を向上させるためには、**農業者の労働の効率化**を図ることが必要。

施設の適切な保安全管理

離農や高齢化により施設利用者を主体とする管理組織が脆弱化している。防災重点ため池の増加や施設の老朽化が進行している。

安全・安心な農村づくりを進めるためには、**農業用施設の適切な保安全管理**を行うことが必要。

農村の所得向上と地域の活性化

人口減少や高齢化等により、農村集落の機能を維持していくことが困難な状況となっている。

活力ある持続的な農村の振興を図るためには、豊かな地域資源を活用し、**農村の所得向上と地域の活力を向上**することが必要。

人材の確保

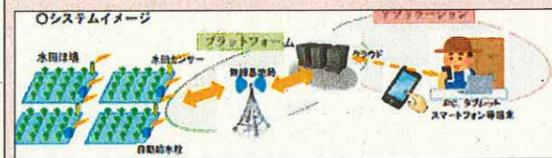
農家減少や高齢化などの進行により、活動組織では共同活動の継続が困難になりつつある。

共同活動の人手が不足していることから、地域づくりに有効な**人材を確保**することが必要。

見直し視点

農業生産力の強化

農業者の労働の効率化を図るため、**ICTを活用した省力・高品質生産の実現**を目指す。



安心して暮らせる農村づくり

農業用施設の保安全管理を適切に行うため、**技術や知識の継承により、管理組織の強化**を目指す。



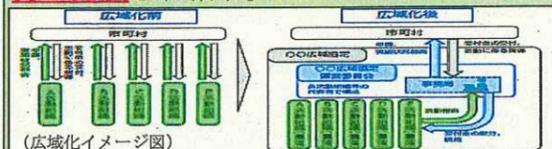
地域資源を活用した魅力ある農村の振興

農村の所得向上と地域の活性化を図るため、**豊かな地域資源を活用した活性化対策の充実**を目指す。



活動組織の維持・発展

人材を確保するため、同じ問題を抱える活動組織が連携して、各組織から人材や知識・経験を提供しあうことで、**活動組織の維持・発展**を目指す。



主要な取組

農業生産性の向上

**スマート農業に適した**農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備とともに、優良農地の確保に取り組む。

- ex スマートフォン等の操作による用排水管理
- 自動走行農機や大型機械に対応した区画や農道整備



安全・安心な農村づくり

農業用ため池や排水機場等の耐震対策および長寿命化に取り組むとともに、**ため池の管理体制の強化**に取り組む。

- ex AI・ICTを活用した管理システムなどによる管理の効率化
- ため池の管理を支援する体制の構築



農村の振興

生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、豊かな地域資源を生かした**加工施設・直売施設等の地域活性化施設の整備を支援**する。

- ex 生産基盤の整備を契機とした特産品の開発



多面的機能の維持・発揮

活動組織の共同活動を持続的に行い、農業および農村の多面的機能を維持・発揮するため、**活動組織の広域化を推進し、組織力の強化に取り組むこと**により地域の共同活動や営農活動を支援する

- ex 広域化を目指した活動組織合併
- 大学・企業との連携
- 次世代を担う若者との連携



第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

みえ県民カビジョンおよび三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の目標を踏まえた基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和2年度(2020)から10年後を見通す

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1 農業・農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化
- (2) グローバル化のさらなる進展
- (3) 国土強靱化等の防災・減災対策の加速化
- (4) 「田園回帰」の広がり、訪日外国人旅行者の増加
- (5) Society5.0やSDGs等の新たな潮流
- (6) 新たな国の農業政策の定着

2 三重県の農業・農村の現状と対応すべき課題

- (1) 農業の生産性
- (2) 農村の防災減災
- (3) 農村の振興
- (4) 農業・農村における多面的機能

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

- 役割1 農業の生産を支える基盤づくり
- 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり
- 役割3 地域の活動を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた見直し視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の4点を見直しの視点としながら、地域での計画づくりに能動的に関わるとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。併せて、農業生産性の向上、農村の防災減災や活性化等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

- 見直し視点1 農業生産力の強化に向けた新たな展開
- 見直し視点2 安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開
- 見直し視点3 地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開
- 見直し視点4 活動組織の維持・発展に向けた新たな展開

3 農業農村整備がめざすべき将来の姿

- ① 収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化
- ④ 多面的機能の維持・発揮

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業競争力の強化と農村地域の強靱化を図るとともに、地域社会の維持・活性化に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○地域の特性を生かした計画づくりに能動的に関わり、事業に関する情報提供等を行い、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度**を設定して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト削減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、**スマート農業に適した**農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備とともに、優良農地の確保に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率※	集積率	
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化	パイプライン化進捗率	
	生産性の高い農業をめざした農地整備（区画整理）	ほ場整備率	

3 地域の特性を生かした農村振興

活力ある持続的な農村の振興を図るため、生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、豊かな地域資源を生かした**加工施設・直売施設等の地域活性化施設の整備を支援する**

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備をした集落の割合	集落率	
基本事業	中山間地域等の生産基盤の整備数	整備済施設数	
	中山間地域等の生活環境および活性化施設の整備数	整備済施設数	

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の耐震対策および長寿命化に取り組むとともに、**ため池の管理体制の強化に取り組む**

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積※	被害防止面積	
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	対策済ため池の数	
	排水機場の耐震対策および長寿命化	整備済排水機場の数	

4 多面的機能の維持・発揮

農業および農村の多面的機能の維持・発揮のため、様々な人材と連携し地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、**活動組織の共同活動を持続的に行うため、組織力の強化に取り組む**

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率※	集落率	
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域	活動増加面積	
	中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域	協定増加面積	

※目標項目と目標値は、「三重県民カビジョン・第三次行動計画」(仮称)および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」と整合

第5章 推進体制

1 関係者の役割

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携しながら行う。

2 推進体制

「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

3 関連施策

農業農村整備の課題に総合的に取り組むため、「三重まるごと自然体験構想2020(仮称)」や「獣害対策」などの構想や施策と連携する。

### 第1章 自然体験を促進する目的・構想策定の趣旨等

#### 1 自然体験を促進する目的

三重の豊かな自然を、“体験”という形で活用し、国内外から多くの人を呼び込むとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図ることが重要

また、訪問者が地域や地域の人びととの交流を図ることで**新しい連携が生まれ**、地域の活性化や自然環境の保全、さらには**若者等の地域への定着**につなげることが必要

#### 2 構想策定の趣旨

平成28年2月に策定した「三重まるごと自然体験構想」に基づき、さまざまな取組を展開した成果を踏まえ、これまでに構築されたネットワークや培われたノウハウ等を活用して新たな情勢の変化に対応しながら自然体験のさらなる推進を図り、地域の活性化等につなげるための、目指すべき姿や取組の方向などをまとめた新しい構想

#### 3 構想の期間

概ね10年先を見据えつつ令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)まで

### 第2章 自然体験活動の推進をめぐる状況

#### 1 これまでの取組と成果

・活動団体、企業、行政等で構成するネットワークの構築

・ネットワーク内の交流会や研修会等による自然体験に携わる人材の育成、野外体験保育の推進

・アウトドア企業等と連携した効果的な情報発信

・「全国エコツーリズム大会in伊勢志摩」、「三重紀北SEA TO SUMMIT」等のイベント誘致

・エコツアーや周遊ルート開発、海外からの教育旅行受け入れなど、新規需要に対応した誘客推進

◎自然体験参加者の拡大⇒農山漁村交流人口の増加

⇒自然体験が農山漁村における有力なコンテンツ



#### 2 社会情勢の変化

・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化

・SDGsやSociety5.0等、新たな社会創生の潮流

・田園回帰の広がり、**訪日外国人旅行者の増加**

・国における農泊や子ども農山漁村体験推進の動き

・東京オリパラ、とこわか国体・大会、大阪・関西万博開催予定

・「三重とこわか県民健康会議」の取組など**健康寿命意識の高まり**

・ユネスコエコパークや農山漁村地域でのホテル開業等、新たな人の流れ

### 第3章 めざすべき姿

#### ◆三重が“自然体験の聖地”となっている姿

- ①子どもから若者、親や高齢者、障がい者に至るまで、国内外から多くの人びとが三重県を訪れて、自然を体験し、交流が生まれている姿
- ②自然体験活動団体が、**自然との共生**と経営の視点を持ち、地域や関係企業団体等と連携しながら活動している姿
- ③自然体験活動を通じて、地域の活力向上、子どもたちの生き抜いていく力の育成とともに、豊かな自然が保全され、後世に引き継がれていく姿

### 第4章 自然体験活動の促進に向けた方針

#### ◆自然活動団体などによる**新たな価値協創**や**体制強化**に向け、

- ①自然活動団体を核に構築されたネットワークの**活性化**と、**地域の「食」や「泊」等に関わる活動団体間の連携を強化**
- ②アウトドアスポーツや**健康**、教育、観光に関連した企業等と活動団体や市町との連携を強化
- ③市町と県、市町間、都道府県間等、自治体間の連携を強化

### 第5章 めざすべき姿の実現に向けた取組の方向

I

#### 自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創

～連携による取組の深化～

#### 1 「三重とこわか県民健康会議」の取組と連携した、自然体験プログラムを活用した健康づくりの推進

- (1)健康づくりに取り組む県民や、アウトドア・アクティビティに関心の高いインバウンド等を対象に、アウトドア・レジャーをはじめとする自然体験に呼び込むための受入れ体制の整備および情報発信
- (2)健康経営や働き方改革に取り組む企業と連携した従業員の自然体験機会の創出



アクティブレストの推進



#### 2 市町を越えた連携等による「自然体験」「食」「泊」を組合せた滞在交流の推進

- (1)農山漁村における有力なコンテンツである「自然体験」に、「食」「泊」の組み合わせ等による滞在交流を促進
- (2)インバウンドを含む多様な旅行者のニーズに沿った体験ツアーの開発を進めるため、市町を越えた滞在交流を促進



#### 3 子どもが自然環境を守り、生かす力を育むための、自然体験を通じた、子どもたちの健全な心身の育成と自然を守り育てる意識の醸成

- (1)野外体験保育の取り組みや、子どもたちが友達と一緒に遊びながら主体性を学ぶ子どもの自然体験を推進する機会の創出
- (2)自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、幼児期からの自然体験の普及の促進
- (3)都市と農山漁村の相互の共感を育む、子どもの農山漁村体験の受入れ体制の整備



II

#### 自然体験活動の体制強化

～より層の厚い活動人材の確保と情報発信～

#### 1 活動団体の連携強化とこれを生かしたプログラムの開発や磨き上げ

- (1)活動団体同士や企業との事業連携等を促進するため、ネットワークの連携を強化
- (2)国内外から人びとをさらに呼び込むため、ネットワークを活用した魅力的なプログラム開発促進
- (3)ユニバーサルな自然体験を進めるため、パーソナルバリアフリー基準の普及

#### 2 自然体験活動を展開する人材の育成

- (1)地域全体での集客・交流を進めるため、自然体験活動をコーディネート・マネジメントできる人材の育成
- (2)三重ならではの自然体験サービスを提供するため、安全管理や地域の魅力を発信できるスタッフを育成

#### 3 活動団体の取組の国内外に向けた効果的な情報の発信

- (1)活動団体自身の情報発信力向上のため、アウトドア企業等と連携するほか、JAPAN ECO TRACKや体験をイメージしやすい映像などを活用
- (2)県内の自然や自然体験活動を効果的に発信するため、メディアやSNS等を活用した多面的情報発信の促進
- (3)アウトドアスポーツや自然体験教育などに関係する人びとを集めるため、国内外からイベント等の誘致を促進
- (4)各県の自然体験活動に係る特徴を生かし相乗的に活発化させるため、他県との連携による情報発信の促進

#### 4 県民の皆さん、活動団体や体験者等に対する自然環境の保護・保全に向けた意識の啓発

- (1)県民の皆さんに自然体験をとおして環境保全意識を高めていただけるよう、身近に取り組める自然体験の普及啓発

### 第6章 具体的な取組計画の策定及び実践に向けた支援と構想の見直し

- ①県、市町は、関係する部局や機関が連携し、活動団体等の取組計画の策定及び実践を支援していく
- ②県は、県の戦略計画のほか、健康づくりや観光振興の各種計画などとも整合を図りつつ推進していく
- ③構想は、社会経済情勢の変化なども踏まえながら、適宜、見直し(ローリング)していく

第1章 みえ生物多様性推進プランの基本的事項

1 みえ生物多様性推進プランの位置づけ

みえ生物多様性推進プランは、生物多様性基本法に基づき、生物多様性保全の取組を推進するため、地域性を踏まえ、県民、事業者、NPO、行政等の各主体が役割分担のもとに協働して自発的に取り組むための総合的な指針となる地域戦略である。

2 第3期みえ生物多様性推進プランの計画期間 令和2年度～令和5年度(4年間)

3 第2期みえ生物多様性推進プランの取組の成果と課題

(1)成果 自然環境保全の活動団体数 77団体(H27)→83団体(H30)、希少野生生物の保全活動数 9活動(H27)→17活動(H30)

(2)課題 生物多様性に迫る危機（①人間活動や開発が引き起こす危機、②里山などの自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれた外来種等による危機）は、現在も進行しており、野生生物の置かれている現況は依然として厳しい状況にある。

第2章 生物多様性の重要性

1 生物多様性とは

自然界では、多種多様な生物が複雑につながり合い、それぞれの環境に適した固有の生態系を形成している。「生物多様性」とは、このような多種多様な生物が多様な環境に豊かに生息した状態を幅広く表した概念であり、生態系のバランスが保たれていることが重要である。

2 生物多様性保全の必要性

生態系は、生活と精神の両面で人類の生存を支えており、私たちが安心して快適に暮らしていくために欠かすことのできないものである。生態系は、自然環境に依拠するところが多く、将来、持続的に生態系サービスの恩恵を受けるには、生物多様性が保全されていることが重要となっている。

3 三重県の生物多様性の現状

(1)開発や採取等の人為的な圧力の影響

・近年、開発面積は減少傾向にあったが、ここ数年は一転、増加傾向にある。

(2)自然に対する働きかけの縮小による影響

・農山村地域での人口減少や高齢化により、放棄された里山や田畑が増加している。

(3)人間が持ち込んだものによる影響

・県内でオオクチバス、セイダカアワダチソウ等の外来生物が確認されており、生態系や在来種の脅威となっている。

(4)生物多様性の理解・認知度向上の必要性

・「生物多様性」の言葉を知っている県民は68%であったが、生物多様性を理解している県民は27%であった。（令和元年度）

第3章 生物多様性の推進

取組方針1：重要な自然環境や野生生物の保全

・特に保全が必要な野生生物について、県指定希少野生動植物種に指定する等適正な保全を進める。  
・開発行為に関し、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮を促進する。

- 希少野生生物の保全…希少生物の指定と保全活動、水産資源の生息環境を保全 など
- 自然環境保全地域等の重要地域の保全…**ゾーニングによる地域保全**、自然公園区域の保全 など
- 自然地の開発行為による影響の低減…環境影響評価の実施、自然地の開発を対象とした指導 など

取組方針2：豊かな里地・里山・里海の保全と利用

・県民が主体となった里地・里山・里海の保全のための取組を促進する。  
・専門家、事業者、行政等さまざまな主体の連携・協働による自然環境保全活動を促進する。

- 農林水産業における担い手の確保…農業生産活動の継続推進、グリーン・ツーリズムの促進 など
- 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生…水田生態系の保全、災害に強い森林づくりの効果検証 など
- 自然環境保全活動の連携促進…**みえ生物多様性パートナーシップ協定の活用** など

取組方針3：生物多様性への負荷の抑制

・地域在来種に著しい悪影響を及ぼしている外来種の増殖等の抑制に取り組む。  
・温室効果ガスの排出量削減を進めるため、さまざまな主体と連携しながら地球温暖化防止の取組を推進する。

- 外来生物による被害防止…**外来生物の駆除活動**、外来生物対策の普及啓発 など
- 獣害に強い農山村づくりの推進…農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発 など
- 環境汚染による自然環境への影響の抑制…生活排水対策の総合的な推進、低農薬農業の推進 など
- 地球温暖化の抑制…地球温暖化対策の普及啓発、再生可能資源の利用によるCO2排出対策 など

取組方針4：生物多様性保全の環境づくり

・保全活動に対する意識を高め具体的な行動に結びつけるため、普及啓発や人材の育成を行う。  
・公共事業を実施する際は、生物について調査を実施し、事業による影響を低減するとともに、生態系ネットワークの構築を意識した事業や施設整備に努める。

- 生物多様性の理解促進…観察会・調査体験会の開催、環境保全活動・環境教育の取組 など
- 生物多様性に関する人材育成**…多様な主体の森林づくり活動へのサポート など
- 生態系に配慮した公共事業…生物に配慮した河川の整備・維持管理、海岸における生物多様性の保全 など
- 人と自然とのふれあいの場の確保…都市公園の整備、川とふれあえる場の維持・形成 など

第4章 地域空間別取組

1 森林の整備・保全

- 県産材の利用促進
- 森林整備による公益的機能の確保 など

2 田園地域・里地里山の保全

- 中山間地域等の農業生産活動の継続
- 里地里山保全活動の推進 など

3 都市部の緑地の保全・再生

- 地球温暖化対策の推進、普及啓発
- 道路整備における生物多様性保全への配慮 など

4 河川・湿地等の保全・再生

- 生物に配慮した河川の整備
- 川とふれあえる場の維持・形成など

5 沿岸・海洋域の保全・再生

- 沿岸漁場の生態系の回復
- 多様な主体による海岸漂着物対策
- 海岸における生物多様性保全 など

6 **生態系ネットワークの形成促進**

- ゾーニングによる地域保全
- ロードキル防止対策 など

第5章 みえ生物多様性推進プランの推進

NPO等民間活動団体等の様々な主体と連携するとともに、市町との連絡会議を設ける等、推進体制を強化し、生物多様性保全に取り組む。

## 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）最終案

## 前文

三重県は、千キロメートル以上にも及ぶ海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれており、漁船漁業の他、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域特性を活かした多種多様な水産業が古くから営まれてきた。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを楽しみ、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきた。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されていかなければならない。

ここに、県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、この条例を制定する。

## 1 総則

## (1) 目的

この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とすることとします。

## (2) 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①水産業 漁業及び水産加工業をいう。

②水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。

## (3) 基本理念

水産業及び漁村の振興は、将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本とします。

- 一 将来にわたって、漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理により維持及び

増大を進めるとともに、競争力のある養殖業が確立されること。

二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様な意欲ある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により、水産業者等の経営力が強化されること。

三 災害に強く生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備(変更前:災害に強く生産性が高い水産基盤の整備)及び活力ある漁村づくりがされること。

#### (4) 県の責務

ア 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有します。

イ 県は、水産に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めます。

#### (5) 水産業者等の役割

水産業者等は、水産業及びこれらに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下、相互に連携して、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとします。

#### (6) 県民等の役割

ア 県民は、水産業及び漁村並びに県産水産物(変更前:本県産の水産物)に関する理解を深めるとともに、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めることとします。

イ 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守るとともに、漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めることとします。

#### (7) 財政上の措置

県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

## 2 基本計画

ア 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めます。

イ 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標

二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

三 水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な

## 事項

- ウ 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとします。
- エ 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表します。
- オ 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表します。
- カ 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとします。
- キ 上記ウ及びエの規定は、基本計画の変更について準用するものとします。

### 3 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

#### (1) 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

##### ①水産資源の維持及び増大

- ア 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講じます。
- イ 県は、栽培漁業の推進を図るため、適正な規模による水産動植物の種苗の生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講じます。
- ウ 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況及び漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講じます。

##### ②競争力のある養殖業の構築

- ア 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、まん延防止等の適切な疾病対策、養殖環境の保全、生産履歴情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講じます。
- イ 県は、安定的で収益性の高い養殖業の経営の確立を図るため、養殖水産物の需要拡大、需要に見合った生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講じます。

#### (2) 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

##### ①多様な担い手の確保及び育成

県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉の連携の促進、水産業者の漁業又は加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講じます。

##### ②安定した経営体の育成

県は、安定した経営体の育成を図るため、収益性の向上に資する(変更前:収益性の高い)施設の導入、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講じます。

③水産業協同組合(変更前:協同組合組織)の経営の安定

県は、水産業協同組合(変更前:協同組合組織)の経営の安定を図るため、それらの組織及び事業の強化及び充実、合併等再編の促進その他の必要な措置を講じます。

④県産水産物の競争力の強化(変更前:高い付加価値の創出)

県は、県産水産物(変更前:本県産の水産物)の競争力の強化を図るため、県産水産物に関し高付加価値化、六次産業化、観光業その他の産業(変更前:観光等異業種)との連携、衛生管理の高度化、流通の効率化、輸出の促進その他の必要な措置を講じます。

(3) 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

①水産業の基盤の整備

県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講じます。

②水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場及び干潟の造成、漁業者等が行う藻場、干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講じます。

③活力ある漁村の構築

県は、活力ある漁村の構築を図るため、漁村文化の継承及び景観の保全等多面的機能の発揮、観光業との連携の強化、漁港施設等の利用秩序の形成及び積極的活用の促進その他の必要な措置を講じます。

④内水面域の活性化

県は、内水面域の活性化を図るため、内水面における水産資源の保全及び活用、漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講じます。

(4) その他

①水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及

県は、水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、国、大学、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産分野に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講じます。

②県民の理解の促進

県は、県民の水産業及び漁村に関する理解の促進を図るため、情報の提供、学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講じます。

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）中間案に係る  
パブリックコメントの結果

1 項目別意見数

項目	意見数
(1) 総則	28
(2) 基本計画	1
(3) 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策	30
(4) 附則	0
全般	1
合計	60

2 対応状況

対応区分	件数
①反映する(最終案や条例案に反映させていただく意見)	35
②反映済み(すでに反映されている意見)	0
③参考にする(今後の取組に参考にさせていただく意見)	1
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	24
⑤その他	0
合計	60

3 反映した主な意見と修正点

①前文

意見	前文を設け、条例で振興を図る前提としての、三重県における水産業及び漁村の意義や特色について記述してはどうか。
中間案	記載なし
最終案	別添6-1のとおり記載

②基本理念

意見	基本理念の第三号については、同じことを繰り返しているように見え、読みづらいので改めてはどうか。
中間案	三 災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されるよう、災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村づくりがされること。
最終案	三 災害に強く生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されているよう、 <u>漁村地域の防災及び減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備及び活力ある漁村づくりがされること。</u>

## 1 水産業及び漁村を取り巻く情勢の変化

- 国は、漁業法を改正し、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立をめざす水産政策の改革を推進
- 持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすSDGsや新たな技術を活用した社会課題解決モデルの構築をめざすSociety5.0等の新たな潮流
- 世界の食用水産物の消費量は増加しており、海外で「日本食」に対し追い風が吹く状況の中、輸出金額については近年増加傾向  
また、中国、ASEAN諸国など、アジアの富裕層を中心に真珠の需要が年々拡大
- 国内の魚介類1人当たりの年間消費量が平成13年度の40.2kgをピークに減少を続け、また、年齢階層別の魚介類摂取量を見ても、全階層とも減少傾向にあり、特に40代以下の世代では顕著に少ないなど消費者の魚離れが進展
- 温暖化や貧栄養化などの海洋環境の変化への対応の必要性の高まり
- 南海トラフ地震等大規模地震発生の緊迫度の高まりや、近年、大型化する台風や豪雨などによる自然災害の頻発・激甚化

## 2 本県水産業及び漁村の現状と課題

- (1) 漁場環境の悪化や資源量の減少、消費者の魚離れなど本県の水産業を取り巻く環境が厳しい中、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持・増大、競争力のある養殖業を確立していく必要がある。
- (2) 漁業就業者の高齢化と減少が急速に進む中、多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、多様な担い手の確保・育成や水産業者等の経営力の強化を図っていく必要がある。
- (3) 南海トラフ地震など大規模地震発生の緊迫度がより高まるとともに、台風や豪雨など頻発・激甚化する風水害等への対応の強化が求められる中、漁村地域の防災・減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備および活力ある漁村づくりを推進していく必要がある。

## 第1 基本的な方針及び主要な目標

将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、水産業・漁村のめざす姿の実現に向けて、施策を推進

### 【水産業・漁村のめざす姿】

- (1) 将来にわたって、漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保している姿
- (2) 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立している姿
- (3) 災害に強く生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されている姿

### 【基本計画の期間】

10か年計画とし、おおむね5年ごとに見直し

主要な目標	現状	令和11年度
漁業産出額	50,654百万円 (平成29年)	検討中

## 第2 基本的施策

### 1 基本的な施策の展開方向

○水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針を踏まえ、3つの基本的施策について展開方向や目標を定める。

#### 1 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

基本的施策の目標	現状	令和11年度
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	26%(平成29年)	検討中

下記の施策について具体的な展開方向や目標を記載する。(新たな養殖品種開発件数など)

- 科学的知見をふまえた新たな資源管理体制の構築、海女の主要な漁獲物であるアワビ資源の増大など効果的な栽培漁業の推進、地元漁業者と連携した密漁防止対策など水産資源の維持及び増大に向けた施策
- AI技術等を活用した養殖業のスマート化による生産性・所得の向上、三重県真珠振興計画等に掲げた真珠の生産性・品質向上や海外への情報発信等の取組など競争力のある養殖業の構築に向けた施策

#### 2 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

基本的施策の目標	現状	令和11年度
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率 (現状値を100とした場合の増加率)	100	検討中

下記の施策について具体的な展開方向や目標を記載する。(新規漁業就業者数など)

- 漁師塾や真珠塾などによる新規就業者の定着支援、労働環境や安全管理体制の整った法人の確保・育成など若者に選ばれる経営体の育成、事業承継の仕組みづくり、水福連携の促進など多様な担い手の確保及び育成に向けた施策
- 協業化や法人化の促進、生産性・所得の向上や働き方改革につながる水産業のスマート化(AI技術等を活用した作業の効率化・省力化等)など安定した経営体の育成に向けた施策
- 県1漁協の前段となる「県3漁協」の実現に向けた取組など水産業協同組合の経営の安定に向けた施策
- 水産物輸出の促進、首都圏等への県産水産物の販売促進、衛生管理の高度化、海女漁業の魅力発信など県産水産物の競争力の強化に向けた施策

#### 3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

基本的施策の目標	現状	令和11年度
「拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長(累計)	516m	検討中

下記の施策について具体的な展開方向や目標を記載する。(藻場・干潟の造成面積など)

- 拠点漁港を中心とした効率的な耐震・耐津波対策の実施、老朽化の度合いなどを踏まえた適切な長寿命化対策、BCPや防災技術マニュアルの策定・運用など水産業の基盤の整備に向けた施策
- 海域の特徴や水産資源生物の生態に配慮した藻場・干潟等の造成・再生、漁業者等が行う藻場や干潟等の保全活動の促進など水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造に向けた施策
- 海女漁業や日本農業遺産等の地域資源の活用や観光業等との連携など活力ある漁村の構築に向けた施策
- 稚アユ放流やカワウ等による食害防止対策、生物の生息・生育・繁殖環境の保全など内水面域の活性化に向けた施策

#### 4 関連施策

下記の施策について具体的な展開方向や目標を記載する。(研究開発件数など)

- 知識や分析機器等を有する研究機関とコンソーシアムを形成など水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及に向けた施策
- 漁業者や加工業者、漁協等関係団体と連携した情報発信を推進、時短・簡便な魚介類の調理方法の紹介や魚食の魅力発信など県民の理解の促進に向けた施策

### 2 漁業種類別の施策の展開方向

- 船びき網漁業、海女漁業、真珠養殖業など漁業種類別の施策の展開方向について記載

### 3 地域別(水域別)の施策の展開方向

- 伊勢湾地域、鳥羽・志摩地域、熊野灘地域の3つの地域における施策の展開方向について記載

## 第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 計画の推進体制等について記載